

平成30年度 事業計画

基本方針

人口減少社会を迎え、孤立や貧困の問題は深刻化しています。一方で、阪神淡路大震災や東日本大震災の未曾有の大規模災害を経験しました。

また、毎年のように集中豪雨などによる自然災害に見舞われる中で、改めてボランティアの方、地域の方の災害時における対応力が求められています。

少子高齢化・核家族化の進行に伴い、地域社会や家族の機能が大きく変容していく中で、人々の生き方や暮らし方が、ますます多様化しています。

このような状況の中で、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現をするために、行政・区長連合会・民生児童委員・長寿会連合会・障害者福祉団体連合会・ボランティア活動団体等とも連携しながら、地域に密着した事業に取り組み、地域福祉の推進役としての役割を果たしていきます。

また、高齢者・障害者（児）・子育て家庭・生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、地域のつながりや、仕組み作りの推進に努めます。

そして、地域や関係団体のニーズに応えられる組織として、効率的で安定した経営を目指すとともに、指定管理者制度の施設を継続的に受託できるよう取り組みを進めながら、住民からの信頼にも応えられる組織として、次の重点項目を掲げ事業を推進します。

【重点推進項目】

1. 社会福祉協議会の基盤の充実
2. 地域福祉活動の推進
3. 福祉団体の活動支援
4. 共同募金事業の実施
5. 相談・援助活動の推進
6. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進
7. 広報活動の充実
8. 受託事業の円滑な運営

1. 社会福祉協議会の基盤の充実

社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした、営利を目的としない民間組織として、その使命を実現するために基盤強化と健全な運営を図っていきます。

(1) 理事会・評議員会の開催

天理市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の運営を担う理事会・評議員会を定期的に開催し、本会運営の活性化を図ります。

(2) 職員の資質向上

職員の資質向上については、必要に応じた研修会を開催して行き、各種研修会にも積極的に参加します。

また、組織規則により事務分担・職務を明確にし、責任と自覚を促します。

2. 地域福祉活動の推進

地域住民のニーズに即した事業を実施し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域福祉活動の推進を図ります。

(1) 地域福祉活動推進事業の実施

①小地域(※)における支え合い活動の推進

(※概ね町内会、自治会等の範囲)

活動推進のマニュアルを活用しながら、小地域ネットワーク形成の支援を通じて、小地域ネットワークの確立を推進するとともに、地域住民が相互に助け合える地域支援体制の充実を図ります。

○ふれあいサロンの開設支援

高齢者・障害者・子育て中の親等の支援を必要とする方が、小地域において安心して生活ができるような地域のつながりづくりの場をとおして、住民が相互に支え合い、生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げ、住民の孤立感の解消、地域の見守り活動、閉じこもり予防や介護予防、健康の維持向上を図ることを目的としたふれあいサロンが、地域住民主体により開設及び実施出来るように支援を行います。

また、サロン活動の実施・計画されている団体に対しては、赤い羽根共同募金を原資とした助成金の交付、実施内容の相談などの支援を行います。

その他、サロン活動を実施している団体を対象に、相互の情報交換・交流の場として「ふれあいサロン交流会」を実施します。

○ふれあいサロン実施の呼びかけ

ふれあいサロンがさらに多くの地域で実施されるように、現在、サロンを実施している団体の協力を得ながら、福祉関係団体に対し呼びかけを行います。

②地域福祉を推進する人材育成

地域福祉活動を推進する担い手を育成するため、また、情報提供の場として「地域福祉活動研修会」を開催します。

(2) ふれあい教室の実施

寝たきりなどの原因となる身体機能の低下や閉じこもり、介護を必要としない者が要介護又は要支援状態となることを予防することを目的として、音楽療法・健康体操・創作活動等を市内公民館において実施します。

(3) うれし・たのしや交流会の実施

ふれあい教室とふれあいサロンの参加者が一堂に会し、年に一度それぞれの教室・サロンでの成果を発表することにより、高齢者の介護予防、閉じこもり防止及び相互交流が推進され、高齢者がいつまでも「いきいき」と住み慣れた地域で過ごせることを目的に実施します。

(4) ボランティア事業の支援

地域福祉の向上に欠かせない住民参加のボランティア活動を、ボランティアセンターと連携し支援するとともに、ボランティア活動保険加入の広報や手続きを行います。

(5) 災害ボランティアセンターの設置及び運営

地震・台風・豪雨等の災害時には、災害ボランティア活動が大きな力を発揮し、ボランティア活動が果たす大きな役割の一つとなっています。

また、災害時には、迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、災害ボランティアセンターの運営補助及びボランティア活動の調整役としてのボランティアコ

一ディネーターの登録や市内の被災者の支援・生活再建支援のため、自主的に活動いただける方を事前に募り、災害時の混乱した中でもボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から登録された方の研修会、講習会情報交換等を行い災害時に備えます。

本会では天理市地域防災計画を基に、天理市と交わした協定により災害時には連携を図り、要請に基づき迅速に災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。

なお、災害規模に応じて、市内だけでなく県内外からのボランティア活動の受け入れや災害ボランティアセンター外部支援者の協力や関係機関・団体等との連携・協働を図ります。

(6) 子ども食堂の推進

天理市では、市内の子供たちに「温かくておいしい食事を楽しく食べてほしい。いろいろな人と交流することで自分の居場所の一つとして感じてほしい。」、そんな思いを持った人たちが集まる居場所「天理子ども食堂」が開催されています。

「天理子ども食堂」は、地域の大人が子供たちに無料や安価で食事を提供し、子供が安心して過ごせる場所を作る、食事の提供だけでなく、学習支援や遊び場として、子どもの居場所となるように取り組んでいます。

「天理子ども食堂」実行委員会に積極的に参加し、この事業の充実に向けた取り組みを進めていきます。

3. 福祉団体の活動支援

福祉団体の活動がきめ細かく推進出来るように支援を行います。

(1) 民生児童委員協議会の活動支援

- ①役員会、総会等の活動支援
- ②各種研修会等の活動支援

(2) 長寿会連合会の活動支援

- ①役員会等の活動支援
- ②各種研修会、行事等の活動支援

- (3) 障害者福祉団体連合会の活動支援
 - ①役員会、各種研修会等の活動支援
 - ②障害者（児）合同レクリエーションの活動支援
 - ③障害者（児）家族の集い「はばたき祭」の活動支援
 - ④「障害者の日」記念事業の活動支援

4. 共同募金事業の実施

(1) 共同募金運動の実施

毎年10月1日から12月31日の期間、全国一斉に展開される赤い羽根共同募金運動を今年度も実施し、募金の協力を市民や関係機関等へ周知するため啓発活動を行います。

(2) 共同募金の助成

①赤い羽根共同募金

募金は、市内の社会福祉団体の活動に助成します。

②歳末たすけあい募金

募金は、年末に生活困窮世帯に対して歳末見舞金として配布します。

5. 相談・援助活動の推進

(1) 心配ごと相談事業の充実

民生児童委員が相談員となり、住民の生活に関する相談に応じて、各種専門機関と連携しながら、適切な助言を行い地域に対する支援の充実を図るため、心配ごと相談事業を実施します。

○毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は休み）に年間を通し実施

(2) 福祉つなぎ資金の貸付

低所得世帯の自立支援と生活向上をめざして、これらの世帯に民生児童委員の協力を得て効果的な資金の貸付の推進を図ります。

(3) 善意銀行の活用

預託を受けた金銭（金品）を地域福祉事業に役立てるとともに、預託者の意志

を生かした運営を行います。

- ①寝たきり老人への支援
- ②小災害見舞金への助成

(4) 福祉自動車の貸出の推進

一般車両への乗降が困難な車イス利用者に車イスのまま乗降が可能な福祉自動車の貸出を行います。

(5) 車イスの貸出の推進

緊急または一時的に短期間、必要とする方に車イスの貸出を行います。

6. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進

認知症や精神障害等により、日常生活を営むのに不安を抱えている人に対し、福祉サービスの利用相談、日常生活に必要な手続き、及び日常的な金銭管理のお手伝いなど、生活上のサポートをします。

7. 広報活動の充実

福祉活動の推進を図るため、各種福祉サービスの情報を提供し、市民の認識を高め地域福祉の充実を推進します。

- ①社協広報紙「社協だより」の発行
- ②ホームページ及びフェイスブックの充実
- ③ポスター「児童福祉月間」「老人福祉月間」等による啓発
- ④「町から町へ」の活用

8. 受託事業の円滑な運営

(1) 福祉バス運行管理の推進

福祉関係団体等の研修、行事等の利便を図り、福祉活動をより一層活発化させるため、天理市福祉バス「ふれあい号」の運行管理を行います。

(2) 杉の子学級事業

天理市療育教室「杉の子学級」へ1名を派遣し、教室の適正な運営に努めます。

(3) 天理市立地域活動支援センターの経営（指定管理者の指定）

在宅で生活する障害者の必要に応じて、次に掲げるサービスを提供し、自立の推進、生活の改善、身体機能の維持向上並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図り、円滑な経営を推進します。

①機能訓練事業

- リハビリ指導
- 歯磨き指導
- 音楽体操
- 健康体操
- 真美体操

②社会適応訓練事業

外出（買い物他）

③更生相談事業

介護等に関する相談

④活動

○創作的活動

フラワーアレンジメント・トールペイント・書道・作品づくり

○文化活動

ビデオ鑑賞・カラオケ

○スポーツ活動

風船バレー・バドミントン

○レクリエーション活動（季節行事）

夏祭り・クリスマス会等

⑤給食サービス

- 食事の提供を行い、食事の準備（刻み食・粗刻み等）・食事介助及び食事後の歯磨き介助

⑥入浴サービス

- 寝たままの状態が入浴できる特殊浴槽の入浴介助

⑦送迎サービス

- 車イスに乗ったまま乗降出来る、大型リフト車及び軽自動車での送迎

(4) 生活福祉資金等貸付事務の推進

低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯の自立更生及び離職者支援のため、奈良

県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務を、奈良県社会福祉協議会より受託し、貸付相談及び貸付事務を行います。

(5) 臨時特例つなぎ資金貸付事務の推進

離職者を支援するために、奈良県社会福祉協議会が行う貸付の事務を行います。

離職等に伴って住居を喪失した、公的給付制度又は公的貸付制度（失業等給付・住宅手当・総合支援資金貸付・生活保護等）の申請者が、当該給付金又は貸付金の交付を受け取るまでの当面の生活費を借り入れるための申請事務を行います。

(6) 奈良県フードレスキュー事業の推進

生活福祉課題を抱えている相談者のなかで、喫緊に生活上の困難に直面している相談者に対する緊急食糧支援事業を奈良県社会福祉協議会より受託します。

緊急の支援を必要とされている方々に寄り添い、安定・安心した生活に向けた相談支援を行います。

(7) 天理市障害者ふれあいセンターの経営（指定管理者の指定）

障害者（児）の教養の向上、文化、スポーツ、健康増進等に係る活動の推進を図り、地域住民との「ふれあい」交流の場として運営を行います。

そして、相互の友愛と障害に対する理解を深め、次に掲げる各種教室・講演会・イベントを開催します。

また、施設の貸し出しにつきましても、障害者の方以外に一般の方も、様々な目的でご利用いただけます。

①障害者スポーツ教室

市内の障害者（児）とその家族が、運動・音楽の楽しさを知るとともに、体力の向上及びお互いの交流を図ることを目的とする。

○バドミントン教室

○3B体操教室

○感覚統合遊び教室

②障害者文化教室

市内の障害者（児）が陶芸・書道・音楽を通して身体機能の増進・創造力・集中力を高めていくことを目的とする。

- 陶芸教室
- 書道（硬筆）教室
- 音楽教室

③障害者パソコン教室

身体障害者と知的・精神障害者の2コースに分けて、パソコンの基礎知識及び技術の習得と自立、社会の参加の促進を図ることを目的とする。

- 身体障害者
- 知的・精神障害者

④カラオケ教室

カラオケを通して音楽に親しみ心身の健康を維持するとともに、市民と相互に交流を図り生活を明朗にしていくことを目的とする。

⑤療育教室講演会

楽器に触れ、音楽活動を通してコミュニケーションを図り、情緒を安定させることを目的とする。

⑥ふれあい交流会

この交流会は、年に一度、障害者（児）と市民が歌や踊りの発表や各種イベントを通じて、「ふれあい」を深め、障害者や障害についての理解の輪を広げていくことを目的とする。